

(7) 広域行政圏の状況

(令和5年10月1日現在)

区 分	相楽地区広域市町村圏
圏 域 設 定 年 月 日	昭和47年7月24日
構 成 市 町 村	木津川市 笠置町 和東町 精華町 南山城村 (1市3町1村)
圏 域 面 積 (令和5年10月1日現在 国 都 道 府 県 全 市 区 町 村 別 面 積 調)	263.37km ²
圏 域 人 口 (令和5年1月1日現在 住 基 人 口)	124,163人
組 織	相楽広域行政組合 一部事務組合 (昭和56年8月1日発足、 令和5年4月1日名称変更) 代表理事 杉浦 正省(精華町長) (事務局) 〒619-0214 木津川市木津上戸15 相楽会館内 相楽広域行政組合事務局 T E L 0774-72-0421 F A X 0774-72-0470

(8) 事務委託の状況

(令和5年10月1日現在)

委 託 団 体 名	受 託 団 体 名
京都市	久御山町・高槻市
	久 御 山 町
	京 都 府
宮津市	福 知 山 市
亀岡市	船井郡衛生管理組合
八幡市	京 都 市
	枚 方 市
京田辺市	生 駒 市
久御山町	京 都 市
	城 陽 市
井手町	京 田 辺 市
	城 陽 市
宇治田原町	京 田 辺 市
京丹波町	宇 治 市
伊根町	南 丹 市
	与 謝 野 町
与謝野町	宮 津 市
	宮 津 市
大山崎町・伊根町・与謝野町を除く8町村	京 都 府

委 託 し て い る 事 務	件 数
一部地区の小学生及び中学生の教育	4
放課後児童健全育成事業に係る事務の委託	1
計量法に基づく事務について	1
一部地区の小学生及び中学生の教育	2
し尿及び浄化槽汚泥の受け入れ処理	1
一部地区の小学生及び中学生の教育	2
放課後児童健全育成事業に係る事務の委託	1
一部地域の下水処理	1
一部地区の中学生の教育	1
一部地区の小学生及び中学生の教育	2
放課後児童健全育成事業に係る事務の委託	1
介護給付費等の支給に関する審査会に関する事務	1
消防活動及び救急活動	1
介護給付費等の支給に関する審査会に関する事務	1
消防活動及び救急活動	1
介護給付費等の支給に関する審査会に関する事務	1
介護給付費等の支給に関する審査会に関する事務	1
介護認定審査会に関する事務、し尿及び浄化槽汚泥の処理	2
消費生活相談	1
消費生活相談	1
介護認定審査会に関する事務	8